●障がい者割引制度についてのご案内

割引の対象となる方について

「身体障がい者の方が自ら運転する場合」または「重度の身体障がい者の方もしくは重度の知的障が い者の方が同乗し、障がい者ご本人以外の方が運転する場合」に割引の対象となります。

| 区分 | 対象となる方 |
|------------|--|
| 障がい者ご本人が運 | 身体障がい者手帳の交付を受けているすべての方が対象 になります。 |
| 転される場合 | |
| 障がい者ご本人以外 | 身体障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がい* |
| の方が運転し、障がい | をお持ちの方が対象 になります。(身体障がい者手帳の交付を受けられてい |
| 者ご本人が同乗され | る方のうち、重度の障がいをお持ちの方は、障がい者ご本人で運転される場 |
| る場合 | 合も対象になります。) |
| | (15 才未満の重度の身体障がい者の方について、その保護者の方が代わって |
| | 身体障がい者手帳の交付を受けている場合は、身体障がい者ご本人が乗車さ |
| | れていない場合、割引の対象にはなりません。) |

[※]重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ 範囲です。

割引の対象となる自動車について

障がい者割引の対象自動車については、以下のとおり 1. 台数、2. 車種、3. 所有者等の要件があり、1~3 すべての要件を満たす必要があります。

- 台数について
 障がい者の方お一人につき1台を事前に登録していただきます。
- 2. 車種要件について

(自動車検査証の「自家用・事業用の別/適否」、「用途」、「車体の形状」欄記載事項) 【自家用・事業用の別】

- ○自動車検査証の「自家用・事業用の別/適否」欄に「自家用」と記載されているものの うち、
 - (乗用自動車の場合)
 自動車検査証の「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。(軽自動車も対象になります。)
 - (貨物自動車の場合)

自動車検査証の「用途」欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置 され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがない もの、又は乗車設備と荷台が仕切られているもので、最大積載量が 500kg 以下の もの。

● (特殊用途自動車の場合)

自動車車検証の「用途」欄に「特種」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障がい者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。

(二輪自動車の場合)総排気量が 125cc を超えるもの。

3. 所有者要件について

(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称欄」記載事項)

【所有者の氏名(個人名義のものに限ります)】

。(障がい者ご本人が運転される場合)

障がい者ご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに 同居の親族等

。 (障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が同乗される場合)

障がい者ご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに 同居の親族等

上記の方が自動車を所有していないときは、障がい者ご本人を継続して日常的に介護 している方

※割賦購入(ローン)又は長期リース(レンタカー等短期リースは含みません。)により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に上記に該当する方の氏名が記載されているものは対象になります。

ご注意!対象とならない自動車

• 割賦購入又は長期リースにより自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄又は「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの。

(法人名義の自動車を個人的に利用している場合も割引の対象になりません。) (福祉施設等が所有する自動車も対象になりません。)

- 自動車検査証の「自家用・事業用の別/適否」欄に「事業用」と記載されているもの。
- 貨物自動車のうち、後部座席側面の窓がないもの及び目隠しされているもの。
- 外見上営業のために使用していることが明らかであるもの。

※レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は対象となりません。

• けん引装置付きの自動車でも登録は可能ですが、当該自動車で被けん引車をけん引して走行した場合は割引の対象となりません。

事前登録(更新・変更)の手続きについて

当初申請

障がい者割引を受けるためには、福祉事務所等にて事前に登録が必要です。

福祉事務所などでの申請に必要な書類などは次のとおりです。

手帳での割引の場合

障がい者ご本人の身体障がい者手帳又は療育手帳

登録を申請される自動車の自動車検査証

障がい者ご本人の運転免許証(障がい者ご本人が運転される場合)

委任状(代理人による申請の場合)

- 手帳を管理している福祉事務所等において、必要事項を記入した申請書を上記必要書類等とと もに提出してください。(申請書は、福祉事務所等に備え付けられています。)
- 福祉事務所等にて登録要件を確認のうえ、手帳に必要事項(割引の対象である旨、自動車のナンバー、割引有効期限)を記載します。

更新申請

割引有効期限を過ぎた後も継続して割引を受けるためには、更新申請が必要です。

更新申請は、割引有効期限の2ヵ月前から行うことができます。(同時に登録事項の変更を行うことができます。更新申請も、当初申請と同様、福祉事務所にて行います。福祉事務所などでの申請に必要な書類などは以下のとおりです。

手帳での割引の場合

障がい者ご本人の身体障がい者手帳又は療育手帳

登録を申請される自動車の自動車検査証

障がい者ご本人の運転免許証 (障がい者ご本人が運転される場合)

委任状(代理人による申請の場合)

変更申請

割引有効期限内に下表の事項を変更する場合には、変更申請が必要となります。

手帳での割引の場合

- ・自動車のナンバー
- ・自動車の所有者、使用者

変更申請も、当初申請と同様、福祉事務所にて行います。福祉事務所などでの申請に必要な書類などは以下のとおりです。

手帳での割引の場合

障がい者ご本人の身体障がい者手帳又は療育手帳

登録を申請される自動車の自動車検査証

障がい者ご本人の運転免許証(障がい者ご本人が運転される場合)

委任状(代理人による申請の場合)

ご利用方法について

(料金所で係員に料金を支払う場合)

- 料金所での通行の際は、手帳の必要事項(写真・自動車のナンバー・割引有効期限等)が記載 されたページを開いて係員に手帳の呈示をしていただくか、または、料金所係員に手帳を手渡 してください。
- 料金所係員が割引に必要な記載事項を確認して、割引を行います。
- ※ 芦有ドライブウェイは、ETC カード・クレジットカードの取り扱いがございません。現金でお 支払いください。
- ※ 障がい者割引は、他の割引と重複しての適用はいたしません。

割引額について

- 使用料金の半額となります。
- ただし、使用料金を半額にした際に、端数が生じる場合は、お支払い額を 10 円単位で切り上げ させていただきます。

割引有効期間について

- 障がい者割引のご利用にあたっては、有効期限を設けております。
- 割引有効期間は、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までとなります。ただし、 更新申請については割引有効期限の2ヵ月前から割引有効期限の前日に申請していただく場合 は、その手続きを終了した日からその後の3回目の誕生日(最長2年2ヵ月)までとなります。

違反行為に対する措置について

次の不正があった場合は、2年間割引措置を停止させていただきます。

- 障がい者割引対象者の方が「身体障がい者手帳または療育手帳」を他人に使用させ、不正に障がい者割引を受けさせた場合
- 障がい者割引対象者の方が、虚偽の申請を行った場合

また、障がい者割引の対象とならない方が不正に障がい者割引を受けた場合は、一般自動車道事業供 用約款の規定により、使用料金のほか、不正に免れた 2 倍の額を割増金として徴収します。